

23年C060301

保存種別 第2種

熊研第13号

平成23年2月15日

DNA型記録取扱規則の一部を改正する規則及びDNA型記録取扱細則の一部を改正する訓令の制定について（通達）

このたび、警察庁刑事局犯罪鑑識官において、被疑者資料に係るDNA型鑑定を行うとともに、その鑑定に係る被疑者DNA型記録を管理・運用するために「DNA型記録取扱規則の一部を改正する規則」（平成23年国家公安委員会規則第1号）及び「DNA型記録取扱細則の一部を改正する訓令」（平成23年警察庁訓令第1号）がそれぞれ制定され、別添のとおり「DNA型記録取扱規則の一部を改正する規則及びDNA型記録取扱細則の一部を改正する訓令の制定について（通達）」（平成23年2月3日付け警察庁丙鑑発第5号、警察庁丙刑企発第3号）により、平成23年2月16日から施行されることとなったので、各所属にあっては、全職員に対して周知徹底を図り、事務処理上遺漏のないようにされたい。

別添「DNA型記録取扱規則の一部を改正する規則及びDNA型記録取扱細則の一部を改正する訓令の制定について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。